

福井県と東京海上日動あんしん生命保険株式会社と  
東京海上日動火災保険株式会社との包括的連携に関する協定書

福井県（以下「甲」という。）と東京海上日動あんしん生命保険株式会社（以下「乙」という。）と東京海上日動火災保険株式会社（以下「丙」という。）とは、甲が目指す「がん予防・治療日本一」を実現することを共有理念として、相互の協力が可能な分野における連携を推進するために、次のとおり包括的連携に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙および丙が相互に連携および協力をを行い、甲が平成22年度に治療開始を予定している陽子線がん治療施設が幅広く活用されるための活動ならびにがん検診の受診率向上を目指した啓発活動等を通じて、相互の利益に資するとともに、共有理念の実現を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙および丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。なお、以下に定める事項の実施の可否、実施時期、実施方法その他具体的な実施内容については、甲、乙および丙が協議して別途定めるものとする。

- (1) 甲は、乙および丙に対して、陽子線がん治療およびがん検診に関する情報を提供する。
- (2) 乙および丙は、甲の陽子線がん治療施設が幅広く活用されるための取り組みの支援およびがん検診の受診率向上を目指した啓発活動を行う。
- (3) その他、甲のがん予防・治療水準の向上に向けて、各種連携・協力を図る。

（守秘義務）

第3条 甲、乙および丙は、連携事項の実施により知った他の当事者の秘密情報を、当事者間の書面による承諾なしに、第三者に開示・漏洩してはならない。

2 本契約において「秘密情報」とは、甲、乙および丙が本目的のために相手方から開示を受ける情報のうち、「秘密情報」であることが明示されているものをいう。

3 秘密情報には、文書、磁気ディスク、電子メール等の媒体により伝達されるもののほか、口頭による説明を含む。

（協定の有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、平成20年12月9日から平成21年3月31日までとし、期間の満了1ヶ月前までに甲、乙または丙のいずれかより終了

の申し出がない場合は、さらに1年間有効期間を延長するものとし、以後同様とする。

（協定の見直し及び解除）

第5条 甲、乙または丙のいずれかが、本協定内容の変更または解除を申し出たときは、当事者間で協議の上、本協定の変更または解除を行うものとする。

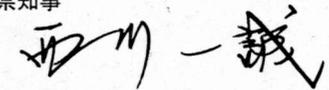
（疑義の決定）

第6条 本協定に定めのない事項または本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙丙間で協議して定めるものとする。

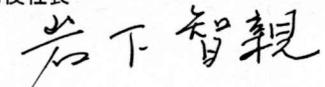
本協定の締結を証するため、本協定書を3通作成し、甲乙丙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

平成20年12月9日

甲 福井県福井市大手3丁目17番1号  
福井県知事



乙 東京都中央区銀座5丁目3番16号  
東京海上日動あんしん生命保険株式会社  
取締役社長



丙 東京都千代田区丸の内1丁目2番1号  
東京海上日動火災保険株式会社  
常務執行役員

